

福祉医療費助成事業実施要綱 (県)

1 目的

福祉医療費助成事業は、高齢期移行者、重度障害者及び乳幼児等に係る医療費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「高齢期移行者」とは、県内の市町の区域内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者をいう。
- (2) 「重度障害者」とは、県内の市町の区域内に住所を有する次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生労働省令第15号)別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者(児)と判定された者。
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定める障害程度が1級に該当し精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「重度精神障害者」という。)
- (3) 「乳幼児等」とは、県内の市町の区域内に住所を有する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (4) 「乳児」とは、県内の市町の区域内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。
- (5) 「幼児等」とは、県内の市町の区域内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (6) 「乳児保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。
- (7) 「幼児等保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。
- (8) 「医療保険各法の給付」とは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、

療養費若しくは訪問看護療養費の支給(家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。)をいう。

- (9) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者たる地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。)をいう。
- (10) 「保険医療機関等」とは、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。
- (11) 「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額にかかる所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。
- (12) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、

当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

4 助成対象者

(1) この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者及び幼児等保護者とする。

ただし、高齢期移行者、重度障害者及び幼児等保護者にあつては、次表の右欄に掲げる要件を備えている者とする。

高齢期移行者	区分Ⅰ	高齢期移行者が次の要件を全て備えていること 1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であること 2 「所得を有しない者」であること
	区分Ⅱ	高齢期移行者が次の要件を全て備えていること 1 市町村民税世帯非課税者であること 2 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であること 3 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から第5号の認定を受けていること 4 「所得を有しない者」以外であること
重度障害者		重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第

	5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であること。
幼児等保護者	幼児等保護者又は、幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であること。

- (2) (1) ただし書きの規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この事業の助成の対象とすることができるものとする。
- (3) (1) に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (4) (1) に規定する所得割の額を算定する場合には、(1) の表中重度障害者の項及び幼児等保護者の項に掲げる者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

5 助成する医療費の範囲

助成する医療費の範囲は、次の(1)から(3)に規定する額とし、当該高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者又は幼児等保護者に対し福祉医療費として支給する。

- (1) 高齢期移行者の助成する医療費の範囲は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。

なお、区分Ⅰは、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費

の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が15,000円を超えるときは15,000円とする。区分Ⅱは、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が、12,000円を超えるときは12,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円とする。

この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により算出した額の支給を行う。

- (2) 重度障害者の助成する医療費の範囲は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。））。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

- (3) 乳幼児等の助成する医療費の範囲は、乳幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、600円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）とする。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合には、2,400円）を限度とする。

- (4) (1) から (3) までに定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

- (5) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、(2) (3) の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

- (6) (1) から (3) までに定める一部負担金について、特別の理由により支払

うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 昭和61年3月24日付高福第766号民生部長通知「福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正について」の別添「福祉医療費助成事業実施要綱」は廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「助成対象者」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「助成対象者」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「用語の定義」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。
 - 3 「助成対象者」中老人の項について、平成13年7月1日から平成15年6月30日までの間、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

老 人	1 老人の当該年度分の市町村民税（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市町村民税とする。）が課されていないこと。 2 前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が145万円を超えないこと。
-----	---

- 4 「助成する医療費の範囲」について、平成10年7月1日から平成13年6月30日の間に出生の乳幼児に関しては、満3歳の誕生日の属する月の末日まで乳幼児に係る一部負担金を控除しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「用語の定義」に

ついては、なお従前の例による。

(助成の特例)

- 3 平成8年4月2日から同年4月30日までの間に生まれた者に係る平成14年5月1日から同年6月30日までの間に行われた医療の給付及び平成8年5月1日から同年5月31日までの間に生まれた者に係る平成14年6月1日から同年6月30日までの間に行われた医療の給付については、福祉医療費助成事業実施要綱4及び5の規定の例により助成する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。ただし、「助成する医療費の範囲」中法第28条第1項2号は平成15年1月1日から適用する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。
 - 3 「助成する医療費の範囲」中、被保険者等負担額に相当する額が法第28条の規定により算定した一部負担金に相当する額を超えない場合において、この要綱の施行の日から平成15年3月31日までの間、医療保険各法の規定により算定した外来薬剤に係る一部負担金に相当する額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」「助成対象者」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」「助成対象者」については、なお従前の例による。
 - 3 「助成対象者」中老人の項について、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

老 人	1 次のいずれかに該当すること。 (1) 老人の当該年度分の市町村民税（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市町村民税とする。）が課されていないこと。 (2) 老人が地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項又は第4項の適用を受けていること。
-----	--

	2 1の適用については、老人が属する世帯の他の世帯員であって65歳の誕生日の属する月の前月を経過した者について、所得の額が法第28条第1項第2号に規定する額に満たないこと。
--	--

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福祉医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福祉医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(助成の特例)
- 3 平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間、老人は市町村民税世帯非課税者である者を、重度障害者及び幼児等保護者にあつては平成21年7月1日改正前の助成対象者の要件を備える者（改正後の福祉医療費助成事業実施要綱4（1）の要件を満たす者を除く。）を助成対象者とする。この規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

また、助成する医療費の範囲を次の（1）から（3）に規定する額とし、当該老人、重度障害者、幼児等保護者に対し福祉医療費として支給する。

- （1）老人の助成する医療費の範囲は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。

なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が

8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であつて、その額が24,600円を超えるときは24,600円とする。

この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

- （2）重度障害者の助成する医療費の範囲は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき900円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,600円を限度とする。

- （3）幼児等の助成する医療費の範囲は、幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき1,200円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）とする。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては4,800円を限度とする。

- （4）（1）から（3）に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。
- （5）歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、（2）（3）の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。
- （6）（1）から（3）までに定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」について

は、なお、従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお、従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福祉医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(助成の特例)
- 3 平成26年7月1日前から老人であって、平成26年7月1日から平成31年6月30日までの間において、老人で4(1)の助成対象者の要件を備える者に対して、5(1)の助成する医療費の範囲を次の(1)に規定する額とし、当該老人に対し福祉医療費として支給する。

ただし、4(1)の助成対象者の要件にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

- (1) 老人の助成する医療費の範囲は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20(所得を有しない者である場合には、100分の10)に相当する額を一部負担金として控除した額とする。

なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えるときは24,600円(所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円)とする。

この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

- (2) (1)に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。
- (3) (1)に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」について

は、なお、従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。ただし、4(1)表中の改正規定(「同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項」を「同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項」に改める部分に限る。)は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福祉医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(助成の特例)

- 3 平成29年7月1日前から高齢期移行者(平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く)であって、平成29年7月1日から令和4年6月30日までの間において、高齢期移行者で市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下である者に対して、5(1)の助成する医療費の範囲を次の(1)に規定する額とし、当該高齢期移行者に対し福祉医療費として支給する。

ただし、4(1)の助成対象者の要件にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

- (1) 高齢期移行者の助成する医療費の範囲は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。

なお、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が12,000円を超えるときは12,000円(所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときには8,000円)とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円(所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円)とする。

この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

- (2) (1)に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。
 - (3) (1)に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。
- 4 平成26年7月1日前から高齢期移行者である者については、従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」及び「助成対象者」については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

母子家庭等医療費給付事業実施要綱

1 目的

母子家庭等医療費給付事業は、母子家庭、父子家庭及び遺児（以下「母子家庭等」という。）に係る医療費の一部を給付することにより、母子家庭等の自立促進施策の充実を図り、その福祉の向上に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は市町とする。

3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって別表第1に該当する者をいう。
- (2) 「母子家庭の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子で、児童を監護する者をいう。
- (3) 「父子家庭の父」とは、同法第6条第2項に定める配偶者のない男子で、児童を監護する者をいう。
- (4) 「遺児」とは、別表第2に該当する児童をいう。
- (5) 「養育者」とは、遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (6) 「母子家庭の児童」とは、母子家庭の母に監護される児童をいう。
- (7) 「父子家庭の児童」とは、父子家庭の父に監護される児童をいう。
- (8) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限る。）をいう。
- (9) 「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。
- (10) 「低所得者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。）であり、かつ、そ